平成２６年（フ）第１３９１号
大阪府東大阪市大蓮北４丁目４番14号
破産者　原田　悦子
1　決定年月日　平成26年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１４４５号
大阪府東大阪市西堤本通西２丁目６番７号
破産者　戎屋食品こと　山室　　徹
1　決定年月日　平成26年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１５４１号
大阪府豊中市新千里東町２丁目７番Ｃ19―201号
破産者　船越　　豊
1　決定年月日　平成26年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１５５５号
大阪市大正区千島２丁目４番３―305号
破産者　エムオートこと　福田　昌弘
1　決定年月日　平成26年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５７号
堺市北区長曽根町545番地８
破産者　サンワつり具こと　大代　　要
1　決定年月日　平成26年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第１０３号
堺市西区堀上緑町３丁３番21号
破産者　喜村マツヱ
1　決定年月日　平成26年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第２１６号
堺市西区浜寺石津町東４丁６番１―414号
破産者　松尾　優美（旧姓吉原）
1　決定年月日　平成26年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第２４０号
堺市堺区材木町東３―２―29　ホワイトガーデン302、住民票上の住所堺市堺区甲斐町東４丁２番23号　ＴＥＫビル201号
破産者　長江　　勝
1　決定年月日　平成26年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第２４８号
大阪府松原市天美東２丁目166番地の３
破産者　月平こと　髙月二三男
1　決定年月日　平成26年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第３０８号
神戸市須磨区大池町５丁目１番12―801号
破産者　有光　忠和
1　決定年月日　平成26年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第７０号
兵庫県川西市けやき坂４丁目23番地の９
破産者　宇土　直之
1　決定年月日　平成26年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第６０号
札幌市豊平区美園12条７丁目２番１号　オトムスタム103号、開始決定時の住所北海道苫小牧市字錦岡270番地の370
破産者　大谷　紀夫
1　決定年月日　平成26年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２６年（フ）第１４号
岩手県北上市村崎野15地割11番地　サンコーポ沼田Ｂ棟103号、旧住所岩手県紫波郡紫波町二日町字北七久保91番地77　パルクフィオーレＡ101号
破産者　後藤　忠章（旧姓民部田）
1　決定年月日　平成26年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２５年（フ）第４８１号
茨城県常陸太田市徳田町2167番地
破産者　鈴木　敏美
1　決定年月日　平成26年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第１５７０号
横浜市神奈川区片倉１丁目30番40号　Ｆ・Ａビル301号
破産者　高村美千子
1　決定年月日　平成26年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２２号
新潟県長岡市本町２丁目２番地16―1108　レクセル長岡1108号室
破産者　長谷川眞智子
1　決定年月日　平成26年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２５年（フ）第４９６号
静岡県沼津市松長752番地の１グラシア202、前住所静岡県田方郡函南町平井1708番地の１
破産者　小松　慎一
1　決定年月日　平成26年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第７７号
静岡県駿東郡清水町中徳倉２番地の６、前住所静岡県駿東郡清水町中徳倉８番地　県営徳倉団地４棟611号
破産者　岡部　憲之
1　決定年月日　平成26年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第３７７号
愛知県豊田市大林町16丁目18番地３　グランドパリス207号、前住所愛知県豊田市大林町10丁目20番地８　豊田大林町パークホームズ102
破産者　杉山　義廣
1　決定年月日　平成26年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係